

平成16年11月1日告示第103号

改正

平成18年11月27日告示第204号

平成21年6月1日告示第113号

平成26年4月1日告示第77号

伊賀市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市防災会議条例（平成16年伊賀市条例第224号）第5条の規定に基づき、伊賀市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その代理を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、緊急を要するもの又は軽易なものについて、防災会議に代わって処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総合危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日告示第204号）

この告示は、平成18年11月27日から施行し、改正後の伊賀市防災会議運営要綱の規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月1日告示第113号）

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。